

関生園 介護予防短期入所生活介護施設 利用料金表

令和6年4月1日より

	単価	負担段階	サービス提供体制加算 I	居住費	食費	合計金額 (1割負担)	合計金額 (2割負担)	合計金額 (3割負担)
要支援1	529	第1段階	22	820	300	1,671	2,222	2,773
		第2段階		820	600	1,971	2,522	3,073
		第3段階①		1,310	1,000	2,861	3,412	3,963
		第3段階②		1,310	1,300	3,161	3,712	4,263
		第4段階		2,006	1,445	4,002	4,553	5,104
要支援2	656	第1段階	22	820	300	1,798	2,476	3,154
		第2段階		820	600	2,098	2,776	3,454
		第3段階①		1,310	1,000	2,988	3,666	4,344
		第3段階②		1,310	1,300	3,288	3,966	4,644
		第4段階		2,006	1,445	4,129	4,807	5,485

〈負担軽減〉

- ・第1段階：住民税非課税世帯で預貯金等が単身 1000 万以下、夫婦 2000 万以下の老齢福祉年金受給者または生活保護受給者。
- ・第2段階：住民税非課税世帯で預貯金等が単身 650 万以下、夫婦 1650 万以下の前年合計所得金額+年金収入額が 80 万円以下の方。
- ・第3段階①：住民税非課税世帯で預貯金等が単身 550 万以下、夫婦 1550 万以下の前年合計所得金額+年金収入額が 80 万円超 120 万円以下の方。
- ・第3段階②：住民税非課税世帯で預貯金等が単身 500 万以下、夫婦 1500 万以下の前年合計所得金額+年金収入額が 120 万円超の方。
- ・第4段階：住民税課税世帯の方。

〈所得による負担割合〉

- ・本人が 65 歳以上で住民税非課税、又は住民税課税で本人の合計所得金額が 160 万円未満の方と 64 歳未満の方は 1 割負担となります。
- ・本人が 65 歳以上で住民税課税、合計所得金額が 160 万円以上 220 万円未満で年金その他合計所得金額が単身 280 万以上、又は 65 歳以上の方が 2 人以上いる世帯で 346 万円以上は 2 割負担、本人の合計所得金額が 220 万円以上で年金その他合計所得金額が単身 340 万以上または 65 歳以上の方が 2 人以上いる世帯で 463 万円以上の方は 3 割負担になります。

〈別途料金〉 ※2 割～3 割負担の方は下記加算の 2～3 倍の金額となります。

- ・送迎費片道：184 円。※一関市、平泉町地域で時間帯は 9:00～17:00
- ・介護職員処遇改善加算 I：介護保険利用単位数に 8.3% を乗じた額が加算されます。①
- ・介護職員等特定処遇改善加算 I：介護保険利用単位数に 2.7% を乗じた額が加算されます。②
- ・介護職員等ベースアップ等支援加算：介護保険利用単位数に 1.6% を乗じた額が加算されます。③
- ・介護職員等処遇改善加算 I：令和 6 年 6 月 1 日より①～③が一本化され、介護保険利用単位数に 14.0% を乗じた額が加算されます。
- ・食費は、朝食 400 円、昼食 545 円、夕食 500 円の利用予定分がかかります（第 4 段階の方）。
- ・その他について、別途料金がかかる場合は契約時に説明致します。

関生園 介護予防短期入所生活介護施設 利用料金表

令和6年8月1日より

	単価	負担段階	サービス提供体制加算 I	居住費	食費	合計金額 (1割負担)	合計金額 (2割負担)	合計金額 (3割負担)
要支援1	529	第1段階	22	880	300	1,731	2,282	2,833
		第2段階		880	600	2,031	2,582	3,133
		第3段階①		1,370	1,000	2,921	3,472	4,023
		第3段階②		1,370	1,300	3,221	3,772	4,323
		第4段階		2,066	1,445	4,062	4,613	5,164
要支援2	656	第1段階	22	880	300	1,858	2,536	3,214
		第2段階		880	600	2,158	2,836	3,514
		第3段階①		1,370	1,000	3,048	3,726	4,404
		第3段階②		1,370	1,300	3,348	4,026	4,704
		第4段階		2,066	1,445	4,189	4,867	5,545

〈負担軽減〉

- ・第1段階：住民税非課税世帯で預貯金等が単身 1000 万以下、夫婦 2000 万以下の老齢福祉年金受給者または生活保護受給者。
- ・第2段階：住民税非課税世帯で預貯金等が単身 650 万以下、夫婦 1650 万以下の前年合計所得金額+年金収入額が 80 万円以下の方。
- ・第3段階①：住民税非課税世帯で預貯金等が単身 550 万以下、夫婦 1550 万以下の前年合計所得金額+年金収入額が 80 万円超 120 万円以下の方。
- ・第3段階②：住民税非課税世帯で預貯金等が単身 500 万以下、夫婦 1500 万以下の前年合計所得金額+年金収入額が 120 万円超の方。
- ・第4段階：住民税課税世帯の方。

〈所得による負担割合〉

- ・本人が 65 歳以上で住民税非課税、又は住民税課税で本人の合計所得金額が 160 万円未満の方と 64 歳未満の方は 1 割負担となります。
- ・本人が 65 歳以上で住民税課税、合計所得金額が 160 万円以上 220 万円未満で年金その他合計所得金額が単身 280 万以上、又は 65 歳以上の方が 2 人以上いる世帯で 346 万円以上は 2 割負担、本人の合計所得金額が 220 万円以上で年金その他合計所得金額が単身 340 万以上または 65 歳以上の方が 2 人以上いる世帯で 463 万円以上の方は 3 割負担になります。

〈別途料金〉 ※2 割～3 割負担の方は下記加算の 2～3 倍の金額となります。

- ・送迎費片道：184 円。※一関市、平泉町地域で時間帯は 9:00～17:00
- ・介護職員処遇改善加算 I：介護保険利用単位数に 8.3% を乗じた額が加算されます。①
- ・介護職員等特定処遇改善加算 I：介護保険利用単位数に 2.7% を乗じた額が加算されます。②
- ・介護職員等ベースアップ等支援加算：介護保険利用単位数に 1.6% を乗じた額が加算されます。③
- ・介護職員等処遇改善加算 I：令和 6 年 6 月 1 日より①～③が一本化され、介護保険利用単位数に 14.0% を乗じた額が加算されます。
- ・食費は、朝食 400 円、昼食 545 円、夕食 500 円の利用予定分がかかります（第 4 段階の方）。
- ・その他について、別途料金がかかる場合は契約時に説明致します。